

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則第59条第2項および立命館大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第68条の2第2項にもとづき、聴講生に関して必要な事項を定める。

(資格)

第2条 学部の授業科目の聴講を志願することができる者は、聴講に必要な学力があると学部長が認めた者とする。

2 大学院修士課程、大学院博士課程前期課程または大学院一貫制博士課程1年次および2年次の授業科目の聴講を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院学則第52条に規定する大学院の入学資格を有する者

(2) 聴講に必要な学力があると研究科長が認めた者

3 大学院専門職学位課程の授業科目の聴講を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院学則第52条に規定する大学院の入学資格を有する者

(2) 聴講に必要な学力があると研究科長が認めた者

4 前項のほか、法務研究科については、法律を扱う職業に従事した経歴を有することとする。

5 第3項のほか、経営管理研究科については、本学経営管理研究科を修了することを要する。

(出願手続)

第3条 授業科目の聴講を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に聴講生選考料を添え、当該授業科目を開講する学部長または研究科長に願い出なければならない。

(1) 聴講生願書(志望理由含む、本学所定のもの)

(2) 外国籍の者は、聴講期間において日本国の在留資格を有することを証明する特別永住者証明書または在留カードの写し

(3) 短期大学、大学、大学院または高等学校に在籍している者は、所属する短期大学、大学、大学院または高等学校が出願を認めた許可書

2 複数の学部または研究科の授業科目の聴講を志願する者は、いずれか一つの学部長または研究科長に願い出るものとする。

3 聴講生が聴講期間の終了後、新たに聴講を志願するときは、改めて出願手続を行わなければならない。ただし、新たな授業科目の聴講の志願が同一年度である場合に限り、聴講生選考料を免除する。

(選考および決定)

第4条 前条に規定する志願者については、選考のうえ、教授会、研究科委員会または研究科教授会の議を経て、学部長または研究科長が聴講の許可を決定する。

2 前条第2項の複数の学部または研究科の授業科目の聴講を志願する者についての選考および許可の決定は、当該の授業科目の学部または研究科で行う。

3 前2項の決定は、聴講を許可した学部長または研究科長が、それぞれ志願者に通知する。

(登録手続)

第5条 聴講生として許可された者は、所定の書類を提出するとともに、聴講料を納入しなければならない。

2 聴講生として許可された者が、前項に規定する手続きを所定の期日までに行わなかったときは、許可を取り消す。

(期間)

第6条 聴講生の聴講期間は、聴講が許可された授業科目の開講期間とする。ただし、夏期集中の授業

科目を許可された者は、学年の1年間とする。

(登録上限および聴講の対象授業科目)

第7条 聴講生が1年間に聴講できる単位の上限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学部の授業科目を聴講する場合 18単位
- (2) 研究科の授業科目を聴講する場合 12単位

2 聴講の対象とする授業科目は、各学部または各研究科で定める。

(試験)

第8条 聴講生は、聴講した授業科目の試験を受け、成績評価を受けることができる。ただし、追試験は受けることができない。

(単位の授与)

第9条 聴講生は、前条の試験に合格した場合でも、単位を修得することはできない。

(証明書等)

第10条 聴講生に、その身分を証明するものとして聴講生証を交付する。

- 2 聴講生証に関する事項は、立命館大学学生証規程に定める。
- 3 希望する者には、聴講の期間を証明する証明書を交付する。

(諸規則の遵守)

第11条 聴講生は、本大学の諸規則を守らなければならない。

(聴講の中止)

第12条 聴講生が、本大学の諸規則に反する行為または聴講生として相応しくない行為を行った場合は、聴講生の身分を剥奪し、聴講を中止する。

2 前項に規定する手続きは、当該授業科目の学部または研究科の教授会もしくは研究科委員会の議を経て、学部長または研究科長が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教学委員会が行う。

附 則(2012年12月17日 出入国管理及び難民認定法および住民基本台帳法の改正に伴う一部改正)

この規程は、2012年12月17日から施行する。